

事務局説明資料

2025年2月12日



金融庁

Financial Services Agency, the Japanese Government

1. サステナビリティ保証制度について
 - (1) サステナビリティ情報の信頼性確保の必要性
 - (2) サステナビリティ保証制度導入における論点
 - (3) ワーキンググループで示された方向性
2. サステナビリティ保証業務実施者に求められる規律の在り方
 - (1) 検討の考え方
 - (2) 登録要件(業務管理体制等)
 - (3) 業務制限、義務・責任
 - (4) 保証基準、倫理・独立性
3. ご議論いただきたい事項

サステナビリティ情報の信頼性確保の必要性

有価証券報告書におけるサステナビリティ情報の信頼性確保の必要性

- 有価証券報告書におけるサステナビリティ情報は、企業の将来のキャッシュ・フロー等に影響を与えると見込まれる、サステナビリティ関連のリスク及び収益機会に関するものであり、**投資を行う上で有用な判断材料**となる。
- 投資家からは当該情報の信頼性の確保を望む声があり、**日本企業の国際競争力の維持、投資家保護の観点から第三者による保証**が必要。

サステナビリティ情報の開示・保証を巡る我が国の動向

- 2023年3月期から有価証券報告書におけるサステナビリティ情報の開示を開始（個別具体的な開示基準なし）。
- 2024年3月、サステナビリティ基準委員会（SSBJ）は、国際基準（ISSB基準）を踏まえ、日本におけるサステナビリティ開示基準（SSBJ基準）の公開草案を公表。

サステナビリティ情報の開示・保証を巡る海外の動向・議論

＜サステナビリティ情報を巡る海外の動向＞

- サステナビリティ情報の報告は、投資家、利用者、規制当局をはじめとする多くのステークホルダーにとって急速に重要な事項となり、サステナビリティ情報に対する保証はますます要求されるようになっている。
- 欧州では、2023年1月、企業サステナビリティ報告指令（CSRD）が発効され、2024会計年度から段階的にサステナビリティ報告を要求。2023年12月には、フランス政府はCSRDを国内法制化し、他の欧州各国でも国内法制化に向けた動き。
- 米国では、2024年3月、米国証券取引委員会（SEC）が気候関連開示を義務化する最終規則を公表。その後、これに異議を唱える訴訟が相次ぎ、現在、SECは司法判断確定まで同規則の執行を停止（※）。

（国際的な開示・保証基準に関する議論）

- 2023年6月、サステナビリティ情報の**開示に関する国際的な基準としてISSB基準が設定**され、各国で、同基準の適用に向けた動きが進展。
- 保証の義務化にあたり、証券監督者国際機構（IOSCO）、監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）、金融安定理事会（FSB）、欧州委員会（EC）、米国証券取引委員会（SEC）、欧州監査監督者委員会（CEAOB）等から、**サステナビリティ保証のグローバル基準が必要との強いニーズ**があり、これを受けて、2023年8月、**国際監査・保証基準審議会（IAASB）は、サステナビリティ報告の保証に関する新しい国際基準（ISSA 5000）の公開草案を公表。（2024年9月に最終化。）**

※ 規則案においては、企業規模に応じて2025年開始会計年度から段階的に適用するとされている。

1. サステナビリティ保証制度について

(1) サステナビリティ情報の信頼性確保の必要性

(2) サステナビリティ保証制度導入における論点

(3) ワーキンググループで示された方向性

2. サステナビリティ保証業務実施者に求められる規律の在り方

(1) 検討の考え方

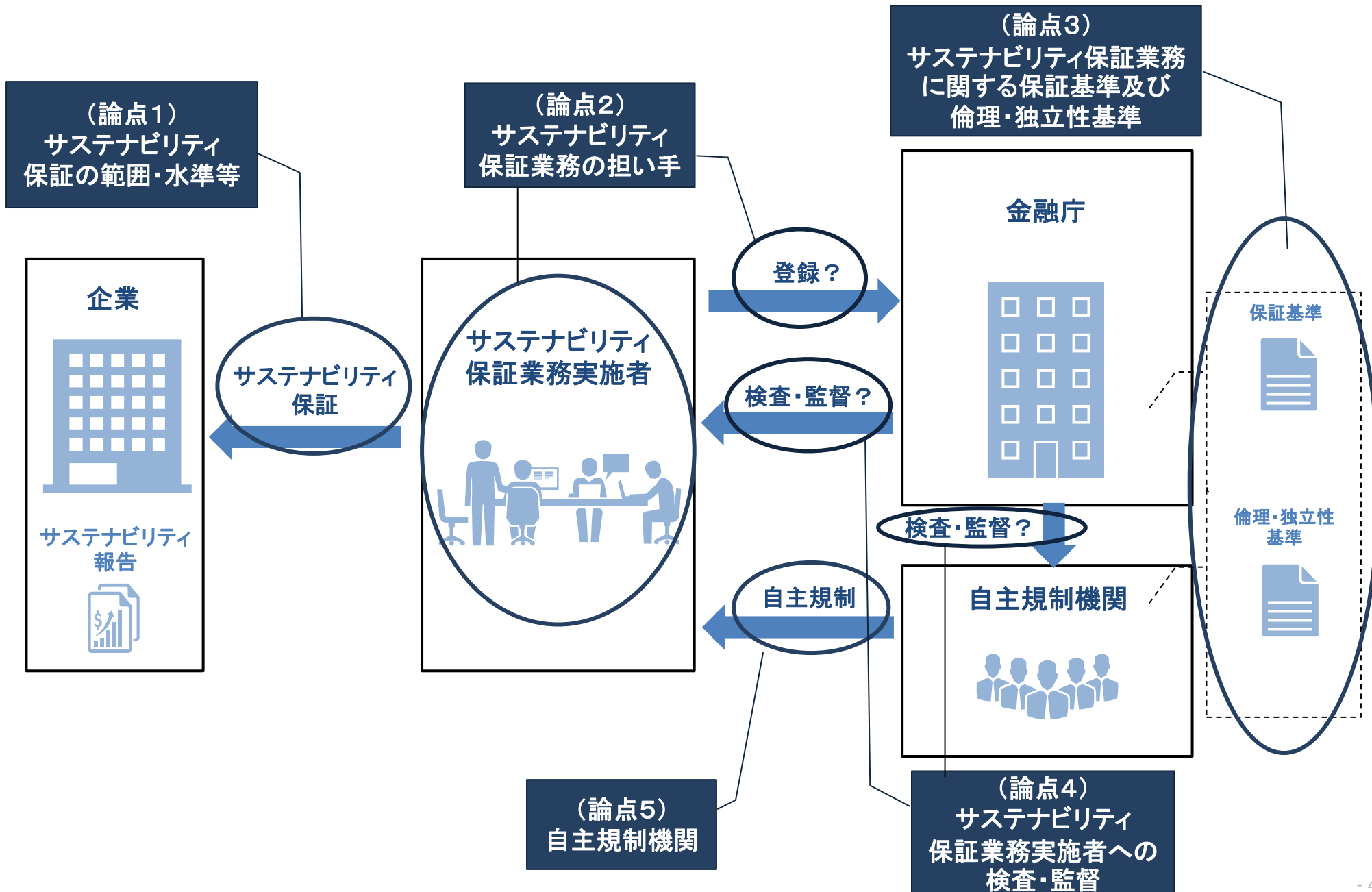
(2) 登録要件(業務管理体制等)

(3) 業務制限、義務・責任

(4) 保証基準、倫理・独立性

3. ご議論いただきたい事項

サステナビリティ保証の概要



考えられる主な論点

論点1 サステナビリティ保証の範囲・水準等

- 第三者保証の対象範囲は、公正妥当なサステナビリティ情報の開示の基準により作成された情報の全てか又はその一部にするか
- 保証水準は、限定的保証か合理的保証のどちらか、開示項目によって水準を分けるか、一定期間後に保証水準を変更するか

論点2 サステナビリティ保証業務の担い手

- 保証業務実施者については、公認会計士以外も含む制度 (profession-agnostic) にするか
- 金融商品取引法において、サステナビリティ保証業務を行う者を規制する枠組みをどのように規定すべきか (参入規制、義務、責任、業務制限等)
- サステナビリティ保証業務実施者の資質及びその確認のあり方、サステナビリティ保証人材の育成 (財務諸表監査に支障を生じさせないためのリソース確保を含む)

論点3 サステナビリティ保証業務に関する保証基準及び倫理・独立性基準

- 財務諸表監査における監査基準や倫理規則に相当するルールの体系や設定主体をどのようにするか、国際的なサステナビリティ保証業務に関する保証基準や倫理・独立性基準との整合性をどのように確保すべきか

論点4 サステナビリティ保証業務実施者への検査・監督のあり方

- 金融庁や公認会計士・監査審査会の役割や権限の見直しも含めて、検査・監督のあり方はどうあるべきか

論点5 自主規制機関の役割

- 自主規制機関の運営主体はどうあるべきか、こういった役割を果たすべきであるか

1. サステナビリティ保証制度について

(1) サステナビリティ情報の信頼性確保の必要性

(2) サステナビリティ保証制度導入における論点

(3) ワーキンググループで示された方向性

2. サステナビリティ保証業務実施者に求められる規律の在り方

(1) 検討の考え方

(2) 登録要件(業務管理体制等)

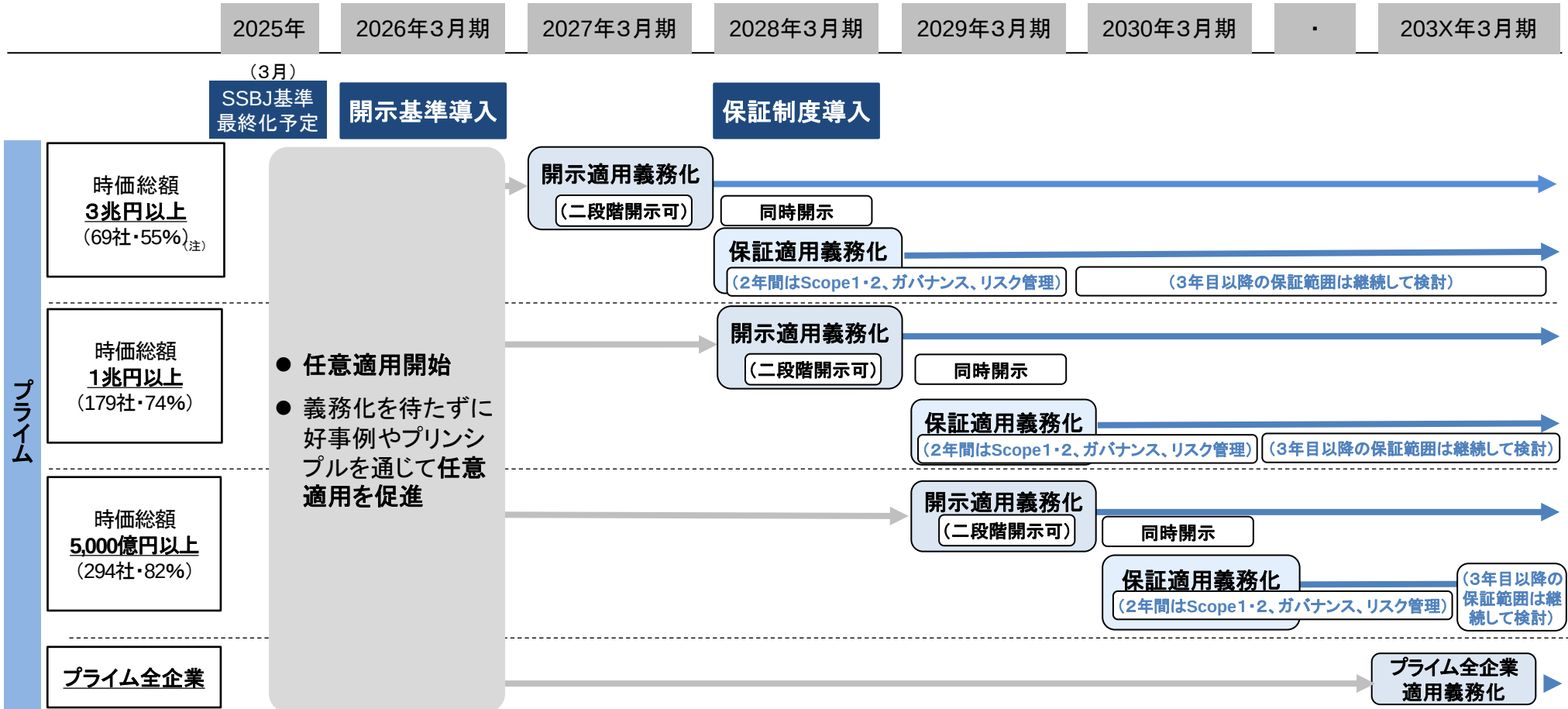
(3) 業務制限、義務・責任

(4) 保証基準、倫理・独立性

3. ご議論いただきたい事項

サステナビリティ保証制度のロードマップ

- 保証業務実施者は、新たな登録制度の下で登録を受けた監査法人又はその他の保証業務提供者を想定。また、保証業務実施者が必要に応じて、外部専門家を活用することも考えられる。
- 保証水準は限定的保証とし、今後、実務の状況や海外の動向等を踏まえ、合理的保証への移行の可否について検討
- 保証範囲は保証適用義務化から2年間はScope1・2、ガバナンス及びリスク管理とし、3年目以降は国際動向等を踏まえて継続して検討



スタンダード・グロース市場上場企業、非上場有価証券報告書提出会社については、任意適用の促進により、開示を底上げ義務化された保証範囲に限定されない任意の保証に係る制度上の位置付けについては、国際動向等を踏まえて検討

(注) 時価総額に応じた適用社数とカバレッジ(Bloomberg及びJPX公表統計の2024年3月29日時点の情報から作成)

質の高い保証業務が提供されるために必要な環境整備(イメージ)

□ 質の高い保証業務が提供されるために、当面の間、以下のような環境が整備されることが考えられる。

登録制度 登録要件

- 保証の質を確保するための登録制度を導入(制度の円滑な導入のための仕組みも含む)
- サステナビリティ保証業務を公正かつ的確に遂行するに足る体制整備

業務制限・義務

- 監査法人であるか、その他の保証業務提供者であるかにかかわらず制度上同等なもの

保証基準

- 国際的な保証基準を参考にしつつ、我が国において保証基準を作成

倫理・独立性

- 監査法人であるか、その他の保証業務提供者であるかにかかわらず制度上同等なもの

検査・監督 自主規制

- 監査法人であるか、その他の保証業務提供者であるかにかかわらず同じもの

※ フランスでは個人に対する登録要件も定められている。

※ 罰則その他の責任については、作成者側のセーフハーバーの議論等も踏まえて今後検討。

「サステナビリティ情報の保証に関する専門グループ」を設置して更に議論

1. サステナビリティ保証制度について
 - (1) サステナビリティ情報の信頼性確保の必要性
 - (2) サステナビリティ保証制度導入における論点
 - (3) ワーキンググループで示された方向性
2. サステナビリティ保証業務実施者に求められる規律の在り方
 - (1) 検討の考え方
 - (2) 登録要件(業務管理体制等)
 - (3) 業務制限、義務・責任
 - (4) 保証基準、倫理・独立性
3. ご議論いただきたい事項

サステナビリティ保証業務実施者に求められる規律の在り方

【(1)検討の考え方】

□ サステナビリティ保証業務実施者に求められる規律の在り方に関する考え方は以下のとおり。

考え方

- 現在、サステナビリティ情報に対して任意の保証が行われているが、保証対象となるサステナビリティ情報は様々な分野に亘り、また、サステナビリティ情報が記載される書類、保証業務実施者、保証基準也多岐にわたっている。
- 有価証券報告書に記載されるサステナビリティ情報は、投資判断に必要とされる情報であるなど以下の特性を有していることから、開示されるサステナビリティ情報の信頼性の確保は、日本の資本市場が適切にその機能を発揮するために不可欠な要素となる。このため、有価証券報告書に記載されるサステナビリティ情報の信頼性確保には、高い規律が必要となる。
- 金融商品取引法に基づく上場会社等監査人においても、このような考え方のもとで高い規律が求められていることから、**上場企業等を監査する際に求められる業務管理体制、業務制限、義務・責任等は、サステナビリティ保証業務実施者に求められる規律の在り方を検討する上でも参考になると考えられる。**

有価証券報告書に記載されるサステナビリティ情報の特性

開示目的

- 投資家の投資判断の基礎となる情報を提供することを通じて、資本市場における効率的な資源配分を実現するため、**投資判断に必要とされる情報**を十分かつ正確に提供すること

開示企業

- 有価証券報告書の提出が求められる**上場企業等**

サステナビリティ関連財務開示

- 短期、中期又は長期にわたり、企業のキャッシュ・フロー等、企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得る、報告企業のサステナビリティ関連のリスク及び機会に関する情報
- 関連する項目間、サステナビリティ開示内、サステナビリティ開示と**財務諸表におけるつながりを理解できる情報**

【参考】金融商品取引法における監査制度

□ 金融商品取引法における監査制度では、以下のような質の高い監査業務が提供されるための環境が整備されている。

監査実施者(※)	監査法人	➤ 5人以上の公認会計士が社員(公認会計士である社員の占める割合は75%以上)である必要。 ➤ 法人設立後に内閣総理大臣へ届出。有限責任監査法人の場合は金融庁長官への登録も必要。 ➤ 公認会計士法において、監査法人は、当然、日本公認会計士協会の会員となる。
	公認会計士	➤ 公認会計士になるためには、公認会計士試験に合格後に実務補習を受講して修了考査に合格するとともに、3年以上の業務補助等の実務経験が必要。継続的専門能力開発制度(CPD)に基づき、毎年研修を履行。 ➤ 公認会計士として開業するためには、公認会計士名簿に登録し日本公認会計士協会への入会が必要。
業務制限・義務		➤ 特定の利害関係に基づく業務の禁止、非監査証明業務と監査証明業務の同時提供の禁止、継続的監査の制限(ローテーションルール)、被監査会社の幹部への就任の制限等。 ➤ 職業倫理、守秘義務、情報開示、信用失墜行為の禁止、業務管理体制の整備、法令違反等事実への対応等。
継続教育		➤ 継続的専門研修の受講義務(3事業年度計120単位、職業倫理及び税務(監査業務従事者は品質管理)は必須)。
監査基準	監査基準 (品質管理基準等を含む)	➤ 金融庁に設置されている企業会計審議会において、国際的な監査の基準も参考にしつつ、我が国において監査基準を策定。
	実務指針	➤ 日本公認会計士協会(自主規制機関)において、監査基準からの委任を受けて実務指針を策定。
倫理・独立性		➤ 公認会計士法において、公認会計士の職責として、常に品位を保持し、その知識及び技能の修得に努め、独立した立場において公正かつ誠実にその業務を行わなければならないと規定。 ➤ 日本公認会計士協会において、国際的な倫理・独立性の基準と同等の倫理・独立性に関する規則を策定。会員である公認会計士・監査法人は、当該規則を遵守する必要。
検査・監督		➤ 金融庁(公認会計士・監査審査会を含む)による報告徴求、立入検査、行政処分等。 ➤ 自主規制機関(公認会計士協会)による品質管理レビュー、懲戒処分。
自主規制機関		➤ 公認会計士法による設立義務。 ➤ 公認会計士の品位を保持し、監査証明業務の改善進歩を図ることを目的とし、倫理規範や実務指針の整備、会員の専門能力開発、監査事務所への品質管理レビュー等を実施。

※ 上場会社等の監査証明業務を行うためには、日本公認会計士協会の上場会社等監査人登録審査会の審議を経て上場会社等監査人名簿への登録を受けなければならない。

[参考]欧州におけるサステナビリティ保証制度(CSRD)

- 欧州における企業サステナビリティ報告指令(CSRD)では、以下のような規律が求められている。
- 特に、保証業務実施者については、財務諸表の監査人は既に財務諸表やマネジメントレポートを検証しているため、財務諸表の監査人がサステナビリティ報告も保証することは、財務諸表とサステナビリティ情報とのコネクティビティや一貫性の確保に資するとされている。
- 一方で、監査市場が更に集中することにより、監査・保証報酬増加等の懸念が生じることから、財務諸表の監査人と同等の要件を求めることを条件に、財務諸表の監査人以外の法定監査人やその他の保証業務実施者を各加盟国が許可することを認めている。

手続

➤ 統一の規定はなく各国において決定

➤ 法定監査人

- ・法定監査人の要件(試験合格、実務訓練等) + サステナ試験 + サステナ実務訓練
- ・サステナ試験と実務訓練については、一定時点より前に承認又は承認プロセス中の法定監査人は免除されるが、継続教育プログラムにおいてサステナビリティの知識を習得することが求められている。

➤ その他の保証業務提供者も法定監査人と同等の要求事項

➤ 監査法人

- ・議決権の過半数を法定監査人等が保有
- ・管理機関や経営機関等の過半数が法定監査人等

➤ その他の保証業務提供者も法定監査人と同等の要求事項

➤ 適切な継続教育プログラムへの参加義務(その他の保証業務提供者も法定監査人と同等の要求事項)

➤ 法定監査と同様の職業倫理、独立性、客観性、守秘義務及び職業上の秘密等

➤ その他の保証業務提供者も法定監査人と同等の要求事項

➤ 欧州委員会が決定した保証基準(注)

➤ その他の保証業務提供者も法定監査人と同等の要求事項

➤ 法定監査と同様の品質保証、調査・監督や制裁が要求されている。

➤ その他の保証業務提供者も法定監査人と同等の要求事項

保証業務実施者

自然人

法人

継続教育

倫理・独立性・業務制限・義務

保証基準

検査・監督

(※) 上記の他、業務組織、選解任等も定められている。その他の保証業務提供者については、法定監査人と同等の要求事項を各国で定めることとされている。

(注) 欧州委員会は、適切なデュープロセスを経て、公益の観点で監視を受け、透明性のあるプロセスで策定された基準を決定するとされている。

[参考]欧州におけるサステナビリティ保証制度(ドイツ、フランス)

□ ドイツ、フランスでは、以下のような規律が求められている。

ドイツ(案)

フランス

手続		ドイツ(案)	フランス
保証業務実施者	自然人	➤ 経済監査士会議所への法定監査人登録 ➤ 法定監査人 ・法定監査人の要件(試験合格、実務訓練等)+サステナ保証に関する継続教育(注1)	➤ H2A(監査高等機関)による登録 ➤ 法定監査人 - 法定監査人の要件(試験合格、実務訓練等)+サステナ保証に関するH2Aの認定した研修(90時間以上)(注2) ➤ その他の保証業務提供者 - COFRAC(フランス認定委員会)に認定されたその他の保証業務提供者の社員等で修士相当の学歴等の要件を満たす+サステナ保証に関するH2Aの認定した研修(90時間以上)(注2)
	法人	➤ 監査法人 ・パートナー、取締役会等の過半数が法定監査人	➤ 監査法人 ・議決権の過半数を法定監査人等が保有 ・管理機関や経営機関等の過半数が法定監査人等 ➤ その他の保証業務提供者はCOFRACに認定されることが必要
継続教育		➤ 継続的研修の受講義務	➤ 継続的研修の受講義務 ➤ その他の保証業務提供者も法定監査人と同じ義務
倫理・独立性・業務制限・義務		➤ 法定監査と同様の職業倫理、独立性、客観性、守秘義務及び職業上の秘密等が法定されている。	➤ 法定監査人の職業倫理規程が適用 ➤ その他の保証業務提供者も法定監査人と同じ職業倫理規程
保証基準		➤ 適用する保証基準は未決定。	➤ H2Aの採択した保証基準 ➤ その他の保証業務提供者も法定監査人と同じ保証基準
検査・監督		➤ ドイツ決算監査人監督局(German Auditor Oversight Body)が法定監査人の監督を行う。	➤ H2Aが法定監査人及びその他の保証業務提供者の監督を行う。H2Aには、制裁委員会が置かれる。(その他の保証業務提供者も法定監査人も対象) ➤ その他の保証業務提供者はH2Aによる監督に加え、COFRACにより定期的に評価される。

(注1) 2026年1月1日以前に任命された法定監査人は、法定の継続教育を受けることによりサステナビリティ保証の実施が可能。その後は、継続教育に代わってサステナ保証の試験合格と実務研修が要求される。

(注2) 2026年1月1日以前に法定監査人の登録又はCOFRACの認定を受けたその他の保証業務提供者の社員等は90時間以上の研修受講によりサステナビリティ保証業務実施者の登録が可能。その後の登録に当たっては、研修に代わってサステナ保証の試験合格と実務訓練が要求される。

1. サステナビリティ保証制度について
 - (1) サステナビリティ情報の信頼性確保の必要性
 - (2) サステナビリティ保証制度導入における論点
 - (3) ワーキンググループで示された方向性
2. サステナビリティ保証業務実施者に求められる規律の在り方
 - (1) 検討の考え方
 - (2) 登録要件(業務管理体制等)
 - (3) 業務制限、義務・責任
 - (4) 保証基準、倫理・独立性
3. ご議論いただきたい事項

サステナビリティ保証業務実施者に求められる規律の在り方

【(2)登録制度(登録拒否要件)】

《WGで示された方向性》

- 保証の質を確保するための登録制度を導入(制度の円滑な導入のための仕組みも含む)
- サステナビリティ保証業務を公正かつ的確に遂行するに足る体制整備

上場会社等監査人の登録拒否要件

監査法人

- 上場会社等の財務諸表監査業務を公正かつ的確に遂行するに足る体制が未整備
- 資本金の額が公益又は投資者保護のため必要かつ適当な金額に満たない(有限責任監査法人)
- 公認会計士である社員の数が5人未満
- 社員のうち公認会計士である社員の割合が100分の75を下回るとき 等

(注)監査法人・公認会計士は、自主規制機関である日本公認会計士協会への加入が強制されている

監査法人の社員等

- 上場会社等監査人の登録取消しの日から3年を経過しない者

(注)公認会計士の欠格条項や登録拒否要件

- 心身の故障により公認会計士の業務を行わせることがその適正を欠くおそれがある者又は公認会計士の信用を害するおそれがある者
- 破産手続開始の決定を受け、復権を得ない者
- 禁錮以上の刑に処せられ5年経過しない者 等

✓ サステナビリティ保証業務実施者にも、上記と同等の要件を求めることが考えられるかどうか。

サステナビリティ保証業務実施者に求められる規律の在り方

【(2)登録制度(業務管理体制)】

□ 上場会社等の財務諸表監査業務を公正かつ的確に遂行するに足る体制とは、具体的に以下のとおり。

	上場会社等監査人に求められる業務管理体制	監査法人に求められる業務管理体制
業務管理体制	(右記の監査法人に求められる業務管理体制に加え、以下の体制の整備が求められる) ➢ 経営管理の状況、監査証明業務における情報通信技術の活用状況、人材の確保の状況その他の当該登録上場会社等監査人の監査証明業務に利害関係を有する者が当該登録上場会社等監査人の概況及び業務の品質の管理の状況等を理解するために有用な事項を公表する体制の整備 等	➢ 業務の執行を確保するための措置(経営の基本方針及び経営管理に関する措置並びに法令遵守に関する措置を含む) ➢ 監査証明業務を適切に行うために必要な施設及び財産的基礎を有すること ➢ 従たる事務所を設ける場合には、当該事務所に社員が常駐していること 等
品質の管理	➢ 上場会社等の財務書類に係る監査証明業務を公正かつ的確に遂行するための品質管理体制(以下のいずれかの事項を含む) ① 業務の品質の管理に係る専任の部門の設置 ② 業務の品質の管理に主として従事する公認会計士(社員に限る)の選任 ➢ 業務の品質の管理の状況を適切に評価し、その結果を公表する体制整備	➢ 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置
人的体制	➢ 上場会社等の財務書類に係る監査証明業務を公正かつ的確に遂行するに足る人的体制 ・ 被監査会社の属性に応じて、財務諸表監査業務について十分な知識及び経験を有する公認会計士を当該監査証明業務に関与させる体制の整備 ・ 日本公認会計士協会の調査において業務管理体制に重大な不備があると認定された日から3年経過しない者でないこと 等	➢ 社員の総数の過半数が公認会計士の登録を受けた後、3年以上監査証明業務に従事しているものであること ➢ 公認会計士である社員以外の者が公認会計士である社員の監査証明業務の執行に不当な影響を及ぼすことを排除するための措置がとられていること

- ✓ サステナビリティ保証業務実施者に対して、上場会社等監査人に求められるものと同等の業務管理体制を求めることが考えられるがどうか。
- ✓ 特に、①サステナビリティ保証業務に関する十分な知識及び経験(※)を有する者を確保することなどの人的体制、②業務の品質の管理に係る専任部門又は主たる従事者の設置などの業務管理体制を含むことが考えられるがどうか。

(※)サステナビリティ保証業務に関する十分な知識及び経験とは、i) 金融庁が認定した機関が主催する研修を受講した者、ii) 一定期間のサステナビリティ保証業務の経験等が考えられる。

1. サステナビリティ保証制度について
 - (1) サステナビリティ情報の信頼性確保の必要性
 - (2) サステナビリティ保証制度導入における論点
 - (3) ワーキンググループで示された方向性
2. サステナビリティ保証業務実施者に求められる規律の在り方
 - (1) 検討の考え方
 - (2) 登録要件(業務管理体制等)
 - (3) 業務制限、義務・責任**
 - (4) 保証基準、倫理・独立性
3. ご議論いただきたい事項

サステナビリティ保証業務実施者に求められる規律の在り方

【(3)業務制限、義務・責任①】

《WGで示された方向性》

➤ 監査法人であるか、その他の保証業務提供者であるかにかかわらず制度上同等なもの

監査法人及び所属する公認会計士等の義務

職責	常に品位を保持し、その知識及び技能の修得に努め、独立した立場において公正かつ誠実にその業務を行わなければならない(監査法人、公認会計士)
信用失墜行為の禁止	監査法人に対する国民の信頼を失墜させる行為をしてはならない(監査法人、特定社員、公認会計士)
守秘義務	正当な理由がなく、その業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は盗用してはならない。公認会計士等でなくなつた後であつても、同様とする(監査法人の使用人・従業者、特定社員、公認会計士) ※罰則あり
研修の受講	日本公認会計士協会が行う資質の向上を図るための研修を受けるものとする(公認会計士)
自主規制機関への加入義務	日本公認会計士協会の会員となり、同協会の会則を守らなければならない(監査法人、公認会計士)

監査法人の義務

使用人等に対する監督	使用人その他の従業者を使用するときは、当該業務を適正に遂行するよう当該使用人その他の従業者を監督しなければならない(監査法人、公認会計士)
説明書類の縦覧	会計年度ごとに、業務に関する事項を記載した説明書類を、事務所に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない(監査法人、公認会計士) ※罰則あり
帳簿書類の保存	正確な会計帳簿を作成し、重要な資料とともに10年間保存しなければならない(監査法人)
金融庁への年次報告	毎会計年度経過後二月以内に、計算書類及び業務の概況等を記載した業務報告書を作成し、これらの書類を内閣総理大臣に提出しなければならない(監査法人)
供託金	虚偽証明により生ずる損賠請求に対する履行を確保するため、供託金等を供託し、供託書正本を金融庁長官に提出しなければならない(保険による代替も可)(有限責任監査法人)
法令違反等事実への対応	- 法令違反行為を発見したときは、被監査会社に通知しなければならない。 - 是正されないときは内閣総理大臣に申出。その場合は被監査会社にも通知 ※罰則あり

サステナビリティ保証業務実施者に求められる規律の在り方

【(3)業務制限、義務・責任②】

特定のものの業務制限	
特定のものの監査証明業務の制限	(監査法人) - 被監査会社の株主、出資者 - 社員が被監査会社の役員、財務責任担当者(過去1年以内も含む) - 業務執行社員、品質管理担当社員等の配偶者が被監査会社の役員、財務責任担当者(過去1年以内も含む) - 業務執行社員、品質管理担当社員が会計期間、翌会計期間に被監査会社の役員等に就任 - 被監査会社の債権者、債務者(監査契約等に基づく債権債務は除く) - 被監査会社から特別の経済上の利益供与 等
同時提供の禁止	大会社等から、財務書類の調製業務等の継続的な報酬を受領しているときは、監査証明業務を行ってはならない(監査法人、公認会計士)
ローテーション	- 大会社等の財務諸表監査を7年行った場合はその後2年間監査業務を行ってはならない(業務執行社員、公認会計士) - 大規模監査法人においては、財務諸表監査を5年行った場合はその後5年間監査業務を行ってはならない(筆頭業務執行社員、筆頭審査員)
監査法人の社員等に対する制限	
被監査会社の幹部への就任の制限	翌会計期間の終了の日までの間、被監査会社、子会社等の役員等に就いてはならない(業務執行社員、公認会計士) ※罰則あり
社員の競業の禁止	社員は他の監査法人の社員になってはならない

サステナビリティ保証業務実施者に求められる規律の在り方

【(3)業務制限、義務・責任③】

- 財務諸表監査において、故意又は相当の注意を行ったことにより虚偽の証明等をしたときは、以下の行政上の処分が課せられる場合がある。

	監査法人	業務執行社員
故意の虚偽証明	戒告 業務改善命令 課徴金納付命令 2年以内の業務停止 解散	2年以内の業務停止 登録の抹消
過失の虚偽証明	戒告 業務改善命令 課徴金納付命令 2年以内の業務停止 解散	戒告 2年以内の業務停止
公認会計士法等違反 著しく不当な業務運営	戒告 業務改善命令 2年以内の業務停止 解散	

(注) 上記のほか、2年以内の期間を定めて、上記処分事由につき重大な責任を有すると認められる社員を監査法人の業務に又は意思決定に関与することを禁止することができる



✓ サステナビリティ保証業務実施者にも、監査法人等と同等の業務制限、義務・責任を課すことが考えられるかどうか。

1. サステナビリティ保証制度について
 - (1) サステナビリティ情報の信頼性確保の必要性
 - (2) サステナビリティ保証制度導入における論点
 - (3) ワーキンググループで示された方向性
2. サステナビリティ保証業務実施者に求められる規律の在り方
 - (1) 検討の考え方
 - (2) 登録要件(業務管理体制等)
 - (3) 業務制限、義務・責任
 - (4) 保証基準、倫理・独立性
3. ご議論いただきたい事項

サステナビリティ保証業務実施者に求められる規律の在り方

【(4)保証基準、倫理・独立性①】

《WGで示された方向性》

(保証基準)

➢ 国際的な保証基準を参考にしつつ、我が国において保証基準を作成

(倫理・独立性)

➢ 監査法人であるか、その他の保証業務提供者であるかにかかわらず制度上同等なもの

- ❑ 我が国のサステナビリティ保証基準、倫理・独立性の検討においては、国際監査・保証基準審議会（IAASB）及び国際会計士倫理基準審議会（IESBA）が開発したサステナビリティ保証に関する国際基準が参考になると考えられる。

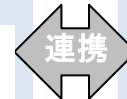
サステナビリティ保証に関する国際基準開発の経緯

- ✓ 証券監督当局の国際機関である証券監督者国際機構（IOSCO）、監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）、金融安定理事会（FSB）、欧州委員会（EC）、米国証券取引委員会（SEC）、欧州監査監督者委員会（CEAOB）等から、**サステナビリティ保証等のグローバル基準が必要との強いニーズ**

保証基準

国際監査・保証基準審議会（IAASB）

- 2022年9月に、プロジェクト承認
- 2024年9月最終化、2024年11月12日、公益監視委員会（PIOB）承認及び基準の最終版公表
- サステナビリティ保証に係る包括的な保証基準を開発。



倫理・独立性基準

国際会計士倫理基準審議会（IESBA）

- 2022年12月に、プロジェクト承認
- 2024年12月最終化、2025年1月17日PIOB承認及び基準の最終版公表
- サステナビリティ保証に関する倫理・独立性基準の開発と既存のIESBA倫理規程の改訂等。

IOSCO声明・報告書

歓迎

- 2023年3月28日、「サステナビリティ関連企業報告のためのグローバルな保証フレームワークの開発に向けた国際的な作業に関する報告書」を公表。IAASB及びIESBAにおけるサステナビリティ報告保証に関する基準開発をIOSCOが支援する旨を記載。
- 2024年11月12日、IOSCOは、IAASBの国際サステナビリティ保証基準（ISSA5000）を支持する旨のプレス・リリースを公表。2025年1月17日には、IESBAの国際サステナビリティ倫理・独立性基準を支持する旨のプレス・リリースを公表。

経緯

- 国際監査・保証基準審議会(IAASB)は、保証基準が世界的に断片化するリスクを低減し、一貫した、質の高いサステナビリティ保証を求める利害関係者の期待を受け、サステナビリティ保証に関する国際基準の開発を決定。
- 国際サステナビリティ保証基準(ISSA5000)の公開草案を2023年8月に公表し、市中協議を実施。
- IAASBは、市中協議で寄せられた意見を審議したうえで、2024年9月にISSA5000を最終化。

ISSA 5000の概要

- 幅広く実務で活用されているISAE 3000や国際監査基準(ISA)の適切な要素を取り入れて、質の高いサステナビリティ保証業務のための基準を開発。原則主義の全般的な要求事項を定めた包括的な基準としつつ、必要な詳細規定も設定。
例：グループサステナビリティ保証、バリューチェーン、外部専門家等の業務の利用 等
- あらゆるサステナビリティトピックに適用可能
例：気候変動、人的資本 等
- あらゆるサステナビリティ報告の枠組みに適用可能
例：国際サステナビリティ基準審議会(ISSB)の基準、欧州サステナビリティ報告基準(ESRS)、サステナビリティ基準委員会(SSBJ)の基準 等
- 保証水準は、限定的保証及び合理的保証の双方の保証業務について規定
- 公共の利益に資する質の高いサステナビリティ保証業務の実施を支える基本的な前提として、ISQM1(国際的な品質管理に関する基準)若しくは適切な当局等がそれと同等と認めた品質管理基準の遵守及びIESBA倫理規程若しくは当局等がそれと同等と認めた倫理・独立性の要求の遵守が求められる

経緯

- 国際会計士倫理基準審議会 (IESBA) は、質の高いサステナビリティ保証のための倫理・独立性基準に対する利害関係者の期待を受け、サステナビリティ保証に関する国際倫理・独立性基準の開発を決定
- サステナビリティ報告・保証に関連する国際サステナビリティ倫理・独立性基準 (IESSA)等の公開草案を2024年1月に公表し、市中協議を実施。
- IESBAは、市中協議で寄せられた意見を審議したうえで、2024年12月に最終化。

IESSAの概要

- 質の高いサステナビリティ保証を支えるため、既存の財務諸表監査に係るIESBA倫理・独立性基準と同水準の規定とし、バリューチェーン情報提供企業に係る独立性確認等のサステナビリティ特有の事項に関する規定を追加
例) 非保証業務との同時提供禁止、ローテーション、報酬の開示、違法行為等への対応 等
- サステナビリティ報告に関する保証業務に焦点を当てた、独立した規定として開発
(既存のIESBA倫理基準の中に独立した章(パート5)を新設して、サステナビリティ保証に関する倫理基準を規定)
- あらゆる開示基準を適用したサステナビリティ情報の開示や、あらゆる保証基準 (ISSA 5000等)を適用したサステナビリティ報告に関する保証業務に適用可能
- 保証水準について、限定的保証及び合理的保証の双方の保証業務に同様の規定を設定
- 監査等に係る規定とあわせて開発された外部専門家の業務の利用に関する倫理規定を設定

サステナビリティ保証業務実施者に求められる規律の在り方

【(4)保証基準、倫理・独立性②】

- 保証基準、倫理・独立性の体系に関しては、財務諸表監査における監査基準及び倫理・独立性の体系が参考になると考えられる。
- 我が国の監査基準は、国際監査基準との整合性を確保しつつ、企業会計審議会が策定する監査基準等と日本公認会計士協会が策定する実務の指針を一体として一般に公正妥当と認められる監査の基準としている。
- 我が国の倫理・独立性は、公認会計士法等の法規制、企業会計審議会が策定する監査基準等、公認会計士協会が自主規制で定める倫理規則によって定められている。

監査基準

一般に公正妥当と認められる監査の基準		
基準	企業会計審議会	➢ 監査基準 ➢ 監査に関する品質管理基準 等
実務の指針	公認会計士協会	➢ 監査基準報告書 ➢ 品質管理基準報告書 等

整合

国際監査・保証基準
審議会 (IAASB)

- ISA (国際監査基準)
- ISQM1 (国際的な品質管理に関する基準) 等

倫理・独立性

法規制	公認会計士法 金融商品取引法	➢ 秘密を守る義務、業務制限、法令違反等事実発見への対応等
基準	企業会計審議会	➢ 監査基準
自主規制	日本公認会計士協会	➢ 倫理規則

整合

国際会計士倫理基準
審議会 (IESBA)

➢ IESBA倫理規程

- ✓ サステナビリティに関する国際的な保証基準であるISSA5000との整合性を確保しつつ、企業会計審議会が策定するサステナビリティ保証基準(仮称)と自主規制機関が策定する実務の指針を一体として、わが国の一般に公正妥当と認められるサステナビリティ保証の基準とすることが考えられるがどうか。
- ✓ 国際的な品質管理基準であるISQM1と整合した監査に関する品質管理基準と日本公認会計士協会の実務の指針を一体として、サステナビリティ保証にも適用することが考えられるがどうか。
- ✓ サステナビリティ保証に関する国際的な倫理・独立性基準であるIESSAとの整合性を確保しつつ、公認会計士法等の法規制、企業会計審議会が策定するサステナビリティ保証基準(仮称)及び自主規制機関で策定する倫理規則を一体としてサステナビリティ保証の倫理・独立性とすることが考えられるがどうか。

1. サステナビリティ保証制度について
 - (1) サステナビリティ情報の信頼性確保の必要性
 - (2) サステナビリティ保証制度導入における論点
 - (3) ワーキンググループで示された方向性
2. サステナビリティ保証業務実施者に求められる規律の在り方
 - (1) 検討の考え方
 - (2) 登録要件(業務管理体制等)
 - (3) 業務制限、義務・責任
 - (4) 保証基準、倫理・独立性
3. ご議論いただきたい事項

(まとめ)サステナビリティ保証業務実施者に求められる規律の在り方

□ サステナビリティ保証業務実施者に求められる規律の在り方として、以下が考えられる。

専門Gにおける議論

登録制度 登録要件

- 上場会社等監査人と同等の要件
- 上場会社等監査人と同等の業務管理体制

業務制限・義務

- 監査法人等と同等の業務制限、義務・責任

保証基準

- サステナビリティに関する国際的な保証基準であるISSA5000との整合性を確保しつつ、企業会計審議会が策定するサステナビリティ保証基準(仮称)と自主規制機関が策定する実務の指針を一体として、わが国の一般に公正妥当と認められるサステナビリティ保証の基準とする。

- 国際的な品質管理基準であるISQM1と整合した監査に関する品質管理基準と日本公認会計士協会の実務の指針を一体として、サステナビリティ保証にも適用する。

倫理・独立性

- サステナビリティ保証に関する国際的な倫理・独立性基準であるIESSAとの整合性を確保しつつ、公認会計士法等の法規制、企業会計審議会が策定するサステナビリティ保証基準(仮称)及び自主規制機関で策定する倫理規則を一体としてサステナビリティ保証の倫理・独立性とする。

検査・監督 自主規制

- (後日検討)

サステナビリティ
保証業務実施者
に求められる規律
の在り方

- サステナビリティ保証業務実施者に求められる規律の在り方として、P27のような規律の在り方が考えられるかどうか。